

令和5年4月

令和6年度教育実習履修希望者 各位

教育学部長
橋 彌 和 秀

令和6年度教育実習の履修手続きについて（お知らせ）

令和6年度教育実習を希望する学生は、実習希望校の内諾を得たうえで、以下記載の配付書類のうち3、4の書類を期限までに所属学部の教務（学生）係へ提出すること。

なお、履修手続きにあたっては、「教職課程の手引き」の「第二部 教育実習について」及び本紙「令和5年度教育実習の履修手続きについて」を熟読しておくこと。

また、配付書類を受領後、教育実習の履修を行わない場合は、実習校の内諾を得ていない場合であっても、必ず所属学部の教務（学生）係へ連絡すること。

※ 文系学部（文、教育、法、経済）、文系学府（人文科学府、人間環境学府、法学府、経済学府、地球社会統合科学府）の学生については、教育実習履修手続き先は、人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）となるので注意すること。

【配付書類】

1. 教育実習の履修手続きについて（お知らせ）
2. 「依頼状」：教育実習生受入れの内諾について（依頼）※各自記入し、実習希望校へ持参
3. 「内諾書」：教育実習生受入れの内諾について（回答）※実習希望校へ作成を依頼
4. 教育実習票 ※内諾後、所属学部の教務（学生）係に提出
5. 「教育実習指導」ならびに「教育実習Ⅰ・Ⅱ」を履修するにあたって

【履修手続き期限】

1. 福岡市立の学校で履修を希望する者 …… 令和5年 6月30日（金）
2. 申請期限・申請方法が異なる自治体 …… 実習校・自治体への提出期限1カ月前
3. 上記以外の者 …… 令和5年11月 2日（木）

【手続きの流れ】

- ①受入実習校への訪問予約を手紙・電話等で行う。
- ②受入実習校へ「依頼状」（本学様式）を持参する。（各自必要事項を記載し持参すること。）
※内諾が得られる見通しの場合は、③の「内諾書」（本学様式）の様式を併せて提出する。
- ③受入実習校から「内諾書」（本学様式）の交付を受ける。
※内諾書は、実習希望者が直接受領する場合と、実習校から後日所属学部の教務（学生）係へ郵送される場合がある。郵送で交付を受ける場合は、切手を貼付した返信用の封筒を準備すること。返送先住所については、以下住所を記載すること。

返送先：〒819-0395 福岡市西区元岡 744 イースト1号館1階
人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）

※実習希望者が直接に内諾書の交付を受けた場合は、所属学部の教務（学生）係へ速やかに提出すること。

※実習校の事情により内諾書の交付が遅れる場合は、大体の交付時期を確認するとともに、所属学部の教務（学生）係に相談すること。

【教育実習票について】

必要事項を記入・押印のうえ、実習校から交付された内諾書とともに、確定報告期限までに、**所属学部の教務（学生）係等へ提出すること。**

※教育実習票は、内諾にあたって実習校に提出する必要はない。大学から実習校へ提出する。

【内諾手続きに関する注意事項】

- ・ 中学校教諭の免許状を取得希望の者は、3週間の実習が必要となるので注意すること。
- ・ 福岡市立学校での教育実習を希望する者は、大学からの一括申請となるため個人での内諾依頼活動は不要。（福岡市立学校での教育実習を希望する旨、申し出ること。）
- ・ 内諾を得るのに必要なスケジュールについては、受入を希望する学校およびその学校を所管する自治体の教育委員会のHP等を見て確認をすること。（早い自治体では4月下旬に締め切る自治体もあるため注意。）
- ・ 配付する「依頼状」の他、大学から提出が必要な書類がある場合、もしくは個人申請は認めておらず大学からの直接の申請が必要な場合等、手続きが異なる場合については、希望する実習校・自治体の提出期限の1カ月前までに人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）まで相談を行うこと。
- ・ 本学所定の手続きによらず、内諾書の申込、確定報告を行わなかった者については教育実習が認められないこともあるため注意すること。

【その他留意事項】

- ・ 実習校が教育実習生を受け入れるにあたっては、将来教職に就く意思のあることを前提としている。卒業後の進路を検討する中で、別の就職活動をする可能性があるとしても、就職活動の面接日と重なったことを理由に、教育実習や実習校が実施する事前のオリエンテーション等を欠席するようなことは、実習校に受け入れを依頼する大学としては、認められない。教育実習を履修するにあたっては各自慎重に検討すること。
- ・ 内諾後、やむを得ず実習を辞退する場合は、すみやかに実習校へ連絡するとともに、「教育実習辞退願」を所属学部の教務（学生）係へ提出すること。特に、令和6年4月以降の実習辞退は、受入の準備を整えている実習校にとって負担の大きいものである。進路の変更等で実習を辞退する場合は、できる限り令和6年3月末までには辞退の申し出を行うこと。
- ・ 海外派遣留学等のため教育実習指導（教育実習事前・事後指導）を受講できない者については、人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）まで事前に相談すること。

【履修該当者について】

「教職課程の手引」の「第二部 教育実習について」に記載されている履修要件を確認のこと。令和7年3月に卒業見込みで、教職に関する科目の半数以上の単位を修得済み（修得見込み）の学部生などが、該当者となる。（令和6年3月末までに履修要件を満たせない学生には、たとえ受入れの内諾を得ていても教育実習の実施を認めない。）

なお、科目等履修生として履修を希望する場合は、本学を卒業した者であること、教育実習受入校の内諾が得られること、及び教育実習履修開始の前年度までに教育実習を除く他の教職に関する科目のすべての単位を修得している（修得見込である）ことが履修要件である。手続きについては、人文社会科学系事務部学務課（人環・教育担当）へ相談すること。